

議案第92号

沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月20日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の130」を「100分の12.5」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 沼田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。